（国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　（略）

２　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　国立ハンセン病療養所の医療社会事業、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第二条第三項に規定する入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。以下「入所者」という。）の福祉及び医師の充足に関すること。

七～十　（略）

３～７　（略）

（予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官）

第二十条　健康課に、予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　健康対策企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

５　（略）

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官二人を置く。

総務課

検疫衛生課

食品監視課

食品監視第二課

検査課

（感染症検査監督官）

第百二条の三　東京検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

２　感染症検査監督官は、命を受けて、第百二条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（上席空港検疫管理官の職務）

第百二条の四　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第九十九条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（成田空港検疫所及び関西空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所及び関西空港検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官四人を、成田空港検疫所に、感染症検査管理官一人を置く。

総務課

検疫課

衛生課

食品監視課

検査課

（国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　（略）

２　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　国立ハンセン病療養所の医療社会事業、患者の福祉及び医師の充足に関すること。

七～十　（略）

３～７　（略）

（予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官）

第二十条　健康課に、予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　受動喫煙対策推進官は、命を受けて、受動喫煙の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

５　（略）

（東京検疫所に置く課）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課を置く。

総務課

検疫衛生課

食品監視課

食品監視第二課

検査課

（新設）

（新設）

（成田空港検疫所及び関西空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所及び関西空港検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官二人を置く。

総務課

検疫課

衛生課

食品監視課

検査課